

**管理署より情報提供がありました  
「警察庁・都道府県警察」のチラシとあわせてご確認ください**

令和6年7月に公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）が令和8年9月1日から施行され、道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における自動車の最高速度が、中央線等が設置されていない道路において、現行の60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

本改正は、ゲートを設置している国有林内の林道・林業専用道は適用外となるが、併用林道のように一般交通の用に供することが前提である林道は適用となる

記

- 1 交通量や車道幅員、設計速度等の観点から30キロメートル毎時の最高速度が適用されることに疑義がある林道
- 2 林道管理者が設けたセンターライン等の白線について、県公安委員会の意思決定を受けていない場合、道路交通法上の中央線とはみなされない。意思決定を取得している場合を除く、林道管理者においてセンターライン等の白線を設けている林道

# 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 → 30 km/h

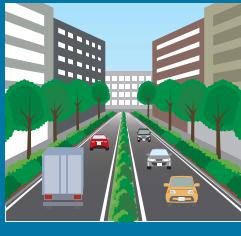


▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

- ① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



- ② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

- ④ 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。